

山建産連発第47号
令和8年2月27日

(一社) 山梨県建設産業団体連合会
各団体の長 殿

(一社) 山梨県建設産業団体連合会
会長 浅野正一
(公印省略)

自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて

標記の件については、別添の山梨県県土整備部県土整備総務課長からの通知文の通り、令和7年6月に成立した「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」による改正内容の一部が令和8年4月1日から施行されることになっており、この中で、いわゆる違法「白トラ」に運送委託を行った荷主等に対する規制が新たに適用されます。

改正法は、違法「白トラ」を行う者に関する従前の取扱いを変更するものではありませんが、今般、国土交通省において、特に個人事業主による自家用ダンプカーの利用が多い建設現場等における混乱が生じることのないよう、自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いが明確化されました。

つきましては、別紙の通知等をご確認いただき、貴団体傘下会員（組合員）宛にご周知のほどよろしく願いいたします。

以上